

NPO 法人 練馬すすしろ会

(旧練馬家族会)

特定非営利活動法人 練馬精神保健福祉会 (旧練馬精神障害者家族会)

2021年6・7月号

発行元：NPO 法人練馬すすしろ会事務局 〒176-0002 東京都練馬区桜台1丁目6-3 吉村ビル 303

URL: <http://www.nerima-kazokukai.net/> Tel&Fax: 03-3994-3382 E-Mail: nfo@nerima-kazokukai.net

当会では、精神障害者が共に普通に暮らしていける地域社会の実現を目指しています。家族の思いを分かちあう交流会、および勉強会、一般の方々の理解と協力を得るための活動、障害者がより質の高い生活を送るための支援などをおこなっています。

—皆さまのご参加をお待ちしています—

- 家族交流会・他の家族の方々とお話してみませんか。
 - ・ 日時：第4日曜日 (2020年9月から) 13:30~16:30 ※7月交流会は7月18日(日) 研修室4です。
 - ・ 場所：区民・産業プラザ(ココネリ) 3階 研修室5 (部屋は変更することがあります) 練馬駅北口1分
 - ・ 初めての方は事前にご連絡ください。
- 電話相談：精神障がい者相談員による電話相談を行っています。連絡先は8ページをご覧ください。

・練馬すすしろ会のホームページに是非お越しください。なお、URLは <http://www.nerima-kazokukai.net> です。

福祉タクシー券の「精神障害者保健福祉手帳1級」の方への適用が決定

福祉タクシー券が、令和3年4月1日から、「精神障害者保健福祉手帳1級」の方にも適用されることが決まりました。または、自家用車使用の場合は燃料費が2500円助成されます。

予てより、福祉タクシーについて、区への予算要望書で他の障害者並に支給してほしい旨要望してきたもので、今回のコロナウィルス対応で、タクシー利用が大幅に増えている事情を踏まえて再度要望していました。

今までの対象者は、65歳未満で身体障害者手帳(下肢、体幹、移動機能、視覚、内部)1~3級、愛の手帳1・2度でしたが、今回、精神障害者にも初めて適用されることになりました。

交付には、所得制限等条件がありますので、最寄りの総合福祉事務所へ照会のこと。

支給方法：福祉タクシー券は、1か月3,500円分(500円券6枚、100円券5枚)が支給されます。支給決定後にご自宅に簡易書留でお送りします。

福祉タクシー券を利用できるのは、交付を受けた本人です。介助などのために付き添いの方が同乗する場合も利用できますが、本人が同乗しない場合は利用できません。また、乗車できる区域は、東京23区・武蔵野市・三鷹市です。降車はどこでもできます。

精神障害者への拡大は、都内では、中央区、府中市につぐ3番目になります。

今回は、精神障害者福祉手帳所持者1級の方が対象となりましたが、最低でも2級まで対象を広げて頂かないと下記の手帳交付数からみて、大半の方々が対象外となります。

練馬区の精神障害者保健福祉手帳交付件数(平成31年度)

1級	331名	4.7%	2級	3543名	50.6%	3級	3127名	44.7%
合計	7001名 100%							

—NPO 法人練馬すずしろ講演会—

「障害のある人と感染症

～この1年気になったこと、考えたこと～

日時：2021年3月28日（日）14：00～16：00

場所：区民産業プラザ（ココネリ）3階研修室1

講師：（公社）やどかりの里理事長 増田一世氏

内容：

- (1) 自己紹介
- (2) やどかりの里のあらまし
- (3) COVID-19をめぐって
- (4) 私たちが考えなくてはならないことは

(1) 自己紹介

増田さんは、1978年やどかりの里の研修生となり、精神障害者とのグループ活動に従事。1979年に職員になり、精神障害者への援助活動＝ソーシャルワーカーの傍ら、編集者＝出版事業との2足の草鞋を履いて動き出した。

この2つの草鞋の間の何処に比重をおくかが、いつも、彼女のなかで動いている。そして、次の2つの命題（A,B）がついて廻っている。この2つのバランスのとりかたが難しい。

・A テーマ

「あなたのお師匠さんは目の前のメンバーですよ」

・B テーマ 「記録のない実践は実践にあらず」

(2) やどかりの里のあらまし

① 原点：「ごく当たり前の生活を求めて」（谷中輝雄氏の理念）でスタートしたが、平坦な道ではなかった。

・1969年：精神衛生法の時代で、1987年（昭和62）年に精神保健法が制定されるまでの間、精神障害がある人は、法的に障害者と見なされず、福祉的な活動は公的にも認知されなかった。

谷中氏は大宮厚生病院精神科ソーシャルワーカーを経て「やどかりの里」を立ち上げ、精神科病院を退院できなかつた人たちに暮らしの場と働く場を提供することからスタートしたが、病院長から自己責任を問われた。しかし、補助金なしの時代が20年間続いた。

活動の公共性と公益性を再確認し、誰もが運動の担い手となれること、そして、主体化された市

公的補助金のない約20年間、やどかりの里の活動を支え共に担ってきたのがこの社団法人の会員であった。会員はメンバー（やどかりの里を利用する当事者をメンバーと呼ぶ）、職員はもちろん、メンバーの家族、医療保健福祉の専門家、地域の協力者、一般市民等、幅広く構成されている。

当たり前の生活とは：

次はやどかりの職員倫理綱領の一部である。

“やどかりの里の実践は「ごくあたりまえの生活」を可能にするため、障害のある人、家族、職員、市民が安心して暮らしていける地域をつくり出していこうとする取り組みです。障害を「生活のしづらさ」として捉え、環境との相互作用によるものとの認識を基本に、障害のある人が自分らしい生き方を選択し、生きている実感を得られるよう社会環境を整え、そして、障害のある人の基本的人権の保障を軸に、学習と運動を積み重ね、社会保障・人権保障の推進に力を尽くし、誰もが自分らしく生きられる社会の創造を目指します。”

② 真の地域移行に向けて

- ・1970（昭和45）年 精神病院退院者の中間宿舎としての活動を開始、その後中間宿舎は廃止。仲間づくりを大切にし、社会への啓発活動を進める。
- ・1982（昭和57）年 埼玉県より初めての助成金（年間50万円）がつく。
- ・1990（平成2）年 精神障害者社会復帰施設を開設、以降さいたま市内に働く場、グループホーム、生活支援センター等を開設。
- ・2011（平成23）年 公益社団法人に移行、すべての事業所が障害者自立支援法に基づく事業に移行

自らの活動に悪影響を与える障害者自立支援法は、社会保障・人権擁護の後退です。やどかりの里は、すべての市民に理解を広げながら自立支援法の改善運動に力を尽し、社会保障・権利擁護の推進に努めます。

- ・2020年3月末の登録メンバーは431人、年代は20～80代まで幅広く、約7割が統合失調症である。家族と同居する人達が45%、単身生活34%、グループホーム16%となっている。日中の過ごし方では、法人内の働く場所に通所する人が多く、医療器関のデイケアなどを利用する人もいる。

やどかりの里を利用するきっかけは、精神科病院から退院する際に家族のもとに退院するのではなく、単身生活かグループホームでの暮らしに移行したいと希望する場合がその1つである。

また、一人暮らしの経験がない、病状の不安定さがある場合など、サービスステーションやどかり（多機能型事業所）の宿泊型自律訓練事業（2年間の入居期限あり）を利用し、地域生活への移行を目指すことがある。

また、働きたい、あるいは日中の居場所が欲しいということで、利用開始する人も多い。発症後、企業での就職が長続きしない、就職先が見つからない、体力が低下しており、自分の回復にあった働き方、過ごし方を希望する場合はまずは安心して働ける場所を選択することが多い。

法人内には5カ所の働く場所があり、喫茶店、リサイクルショップといった地域に開かれている事業所、地域の高齢者への弁当製造と配達を行う事業所、企業と連携してさまざまな仕事を受注する事業所、出版・印刷事業、ピアサポーターの養成と派遣事業、自然栽培の農園や食品加工事業等々、幅広い事業を展開している。こうした事業所で働きながら、一般企業への就職を目指す人たちもいる。

また、働くほどには回復していない、あるいは充分働いたので、少しノンビリ過ごしたいといった希望を受け止めているのが、地域活動支援センターである。地域で暮らす人たちの居場所であり、仲間との出会いの場所であり、相談の場でもある。地域の相談窓口として、3カ所の障害者生活支援センター（さいたま市から委託）があり、やどかりの里のメンバーだけでなく、広く市民の相談に対応している。

(3) COVID-19 をめぐって

① 非常事態宣言前後：2020年度活動方針の冒頭に「感染の危険性をできる限り回避する対策をとりつつ、日常の活動を継続していく」（2020年3月）を記した。

活動をストップせず、日常を保ってゆく努力→通所することで生活が整っている。

ウェブシステムの導入→手探りで進めてゆく。

② 第1回緊急事態宣言発出：通所から在宅へ＝公共交通機関利用者、感染リスクの高い人たちグループホーム、サポートステーションやどかり＝24時365日開所

クラスターの発生を防ぐ＝特にグループホーム

③ 事業運営への影響→新たな利用者のストップ、販売、イベントの中止、販売先が全くなかった→経営の不安定化、先行きの不透明さ

④ きょうされん調査

・調査に回答した568カ所のうち、前年同月と比較し、2020年10月の作業収入額が減収となっ

た事業所は376カ所（66.2%）だった。

・作業収入額では△22.1%。

作業別減収率・平均：創作・アート活動 61.4%
手工芸品 42.3% 廃品回収 32.5% オリジナル雑貨 30.1% 農業 28.5% 軽作業・下請け 24.2%

・収入回復の見通し（「前年あるいはここ数年レベルの収入に戻るまでにどれくらいかかるか」）：
「半年程度」が2.8%（12カ所）、「1年程度」が12.7%（55カ所）、「2～3年」が14.8%（64カ所）となった。

・「生産活動活性化支援事業」に申請したかを聞いたところ、その中で「申請し補助金が交付された」は22カ所（6.9%）に留まった。「現在申請中」28カ所（8.8%）と、「今後申請をする予定」18カ所（5.7%）を加えても、補助金を受給できるのは僅か2割程度だった。「要件に該当しなかった」が197カ所（61.9%）もあることも踏まえ、受給要件のハードルが非常に高いことが明らかとなった。

・将来への不安：賃金・工賃が減るということは、日ごろの仲間たちの仕事の確保ができなくなることにつながる。毎日、生き生きと働ける環境がどこまで保障できるのか不安である。（広島県/就労B型）

⑤ COVID-19 が炙り出した社会問題

・新たな貧困：世界銀行はコロナウイルス感染症の影響で、2020年は世界の極度の貧困層が過去20年以上の間で初めて増加するとの見通しを発表した。2020年には新たに8,800万人から1億1,500万人が極度の貧困に陥ると予測されている。景気後退の深刻度次第では、その数は2021年には最大1億5,000万人まで増加する可能性がある。

・コロナ禍による緊急事態宣言に伴い、東京都では4月に休業要請が発せられた。ネットカフェ等も営業を休止したため、多くのネットカフェ生活者が宿泊場所を失う危機にあった。

新型コロナ禍で実質的に失業状態にある非正規雇用者が「女性103万人、男性43万人」に達したことが分かった（野村総研）。

現在の支援制度は長期的な失業を想定しておらず、本来セーフティネットであるはずの生活保護もハードルが高い。

・住民基本台帳に載っていることを前提とした特別定額給付金（1人10万円）や住宅確保給付金などの公的支援は受けられず、「一番必要な人に公的支援が行き渡っていない」。

・女性の自殺率の急増・2年振りの増加→女性のなかでも40歳代の自殺が142人と前年同月の2倍に達

している。若年層に至っては、小学生が 15 人、中学生が 145 人、高校生 338 人の合計 498 人に上り、1978 年の統計開始以来最多だった 1986 年の 401 人を超えている。

- ・ 偏見・差別：差別の問題が最初に表面化したのは、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号の医療関係者。診療に当たった医療関係者が、中傷されたり、子供を保育園に登園させないよう求められたりした。感染者本人や、クラスターが起きた組織に向けられる差別も深刻。

人に迷惑をかけてはいけないという日本特有の「社会規範」に加え、感染対策の徹底を求める「同調圧力」が、一種の正義感を生み出し、感染者に「対策が不十分だったもの」というレッテルを貼って攻撃する傾向が出ている。

(4) 私たちがこれからを考える指標：

- ① 今の状況は長期化することを前提に→当面は発症を予防するワクチン接種に加え行動制限を維持することが重要→クラスターの発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染 拡大の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。
- ② 公衆衛生の仕組みの再構築＝保健所業務が過多という問題を抱えての検査体制の不備露呈と、保健所のみを公衆衛生の第一線とする硬直的な「官」の枠組みと地域医療を担う臨床医等の「民」の枠組みを見直し、一体となって感染症対策に取り組む新体制をつくる。
- ③ 日額払い診療報酬支払制度の弊害を変えてゆくこと→包括払いの方式は、投薬や点滴、検査などをどれだけやっても医療機関の受け取る総額は変わらないので、必要性のはっきりしない投薬・点滴・検査が減り、医療費を抑えやすいことが利点でもあり欠点となる（手術、特別な薬・検査・処置などは別扱いで出来高払い）。

(5) 大きな視点：

- ① 一部の構成員を閉め出す社会は弱くて脆い→国際障害者年（1981 年）行動計画＝国際連合の策定した「国際障害者年行動計画」においては、「社会がその構成員である人を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである」と指摘されている。
- ② 私たちのことを私たち抜きできめるな＝Nothing about us without us＝障害者権利条約＝2006 年に国連で採択をされ、2014 年 1 月に

日本政府が批准＝障害を持つ人が障害のない人と同じように生活することができるようになる事を目的に作られた。

また障害者が生活を行う上での様々なバリアは、障害そのものに原因があるのではなく、社会との関わりの中で障害が生まれるという「**障害の社会モデル**」の考えを取り入れている。

2009 年に日本政府は障害者関連の国内法の整備を行なうため、障がい者制度改革推進本部が発足し、内閣府に障がい者制度改革推進会議が何度も開催され、2011 年に障害者基本法の改正、2012 年に障害者総合支援法制定し、さらに 2013 年に障害者差別解消法制定などを行った。

障害者権利条約の理念や規定と日本の現状は乖離が大きく、障害のある人とない人が同じように暮らせる社会にはなっていない。司法府、立法府の責務がある。

③ 自分たちで考えていくことの重要性→

この条約のユニークな点として、障害というのは固定概念ではなく時代や環境によって変化していく概念であることを確認したことが挙げられる。→高齢化社会では全ての人が障害を持つ可能性があり、障害者というグループは決して固定できるものではない。

マルティン・ニーメラー（ドイツのルター派牧師であり反ナチ運動組織告白教会の指導者）のことは

“ナチスが коммуニスト（共産主義者）を弾圧した時、私は不安に駆られたが、自分は коммуニストではなかったので、何の行動も起こさなかった。

その次、ナチスはソーシャリスト（社会主義者、労働組合員）を弾圧した。

私はさらに不安を感じたが、自分はソーシャリストではないので、何の抗議もしなかった。

それからナチスは学生、新聞人、ユダヤ人と、順次弾圧の輪を広げていき、

そのたびに私の不安は増大したが、それでも私は行動に出なかった。

ある日ついにナチスは教会を弾圧してきた。

そして私は牧師だった。

だから行動に立ち上がったが、その時は、すべてがあまりに遅過ぎた。”

きらら風便り

豊玉障害者地域生活支援センターきらら所長
菊池 貴代子氏



～地域とのつながり～

練馬すずしろ会のみなさま、こんにちは。

日頃より地域生活支援センター、練馬区社会福祉協議会の活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

今年も練馬駅前の平成つつじ公園では見事なつつじの花々が咲き誇っています。毎年参加させていただいていた練馬駅周辺商店会のイベント「つつじフェスタ」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できませんでしたが、歩く道々で商店のみなさんと「年末にももらったきららの花がこんなに成長してきれいに咲いているよ」「商店会は厳しいけど辛抱だね」などの会話を交わしています。

2003年に「練馬区に生活支援センターをつくる会」として参加して、きららが発進する原動力になったおまつりから18年、きららは変わらず商店会や地域の人たちに支えていただいています。みんなが苦しい時ですがつながっていることの喜びを実感するひと時です。

毎月発行している広報紙「たけのこ」の名前は、この初めて参加したおまつりで販売した地中に強く根をはる「竹の子」のように、練馬の地域に根ざし誰もが住みやすい地域づくりがすすめられるようにとの願いがこめられています。広報紙「たけのこ」には時々ボランティアの方など地域の人たちの声を掲載させていただいています。是非機会がありましたらご一読ください。

朝日新聞 2021.3.19 より

重い精神疾患・知的障害の人 追加 ワクチン優先接種対象 厚労省部会、了承

新型コロナウイルスワクチン接種について、厚生労働省の専門部会は18日、重い精神疾患や知的障害のある人を優先摂取の対象に加えることを了承した。感染した場合に死亡や入院のリスクが上がるとされるため。対象は精神疾患で入院中の人や、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳を持つ人らとする。厚労省によると、これにより、持病のある人で優先接種の対象となる人は推計約820万人から約210万人増えて1030万人になるという。持病がある人・高齢者施設などの職員の順で接種することとなっている。

昨年12月の専門部会では、精神疾患や知的障害は含まれていなかった。しかし、海外の研究で精神疾患や知的障害のある人が新型コロナに感染した場合に死亡や入院のリスクが高まると報告され、国内の関係学会からの要望もあり、対象とすることとした。

—東京つくし会評議員会の開催について—

日時：6月17日（木） 10：00～12：00

場所：調布市文化会（田づくり）8階映像シアター

— 交通 調布駅中央口下車3分

都民精神保健福祉講演会 14：00～16：00

場所：評議員会と同じ場所

「精神障害者の地域生活を支える訪問看護
～訪問看護の現場から実践を語る～」

講師：訪問看護ステーション KAZOC

代表 渡邊 乾氏

参加費：無料

医療法人社団一陽会

当院は予約制となっております。

ご相談の際はまずお電話にてご相談ください。

TEL:03-3997-3070

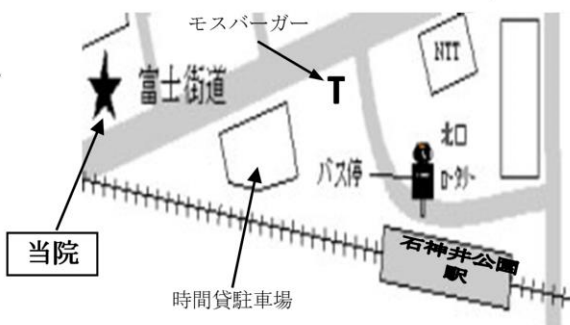
日曜・祝日・水曜日休診

〒177-0041 東京都練馬区石神井 4-3-16-101

●家族相談・精神保健相談

お気軽にご相談下さい

こころのクリニック石神井



みんなの声

《コロナ禍の空手と私》

私の趣味の一つは空手と話す、と、珍しがられるとともに、多くの方から「極真？」と聞かれます。私がやっている空手の流派は松濤館流です。極真空手のようなフルコンタクトではなく、伝統空手と呼ばれる四大流派の中の一つにあたります。組手では「寸止め」がルールです。「寸止め」というと相手と非接触のイメージがありますが、全く接触しないわけではありません。

空手は様々な流派にわかれており、形は松濤館と他流派では大きな違いがあるため、他流派の形に接する機会があると、とても新鮮に感じます。このような技があるのだ、手の位置がこんなに高いのね、気合はここで入れるのだ、等々。

空手をやろうと思ったきっかけは、いくつかあります（子供の頃に経験のあるテニスは、この際置いておいて、別の種目に手を出そうと）。

子供の頃の体験を踏まえての護身術、デスクワークが主の会社員時代に運動不足に陥ったこと、会社の上司に対する不満のストレス解消方法として、そして何かスポーツを始めるのであれば、格好良くて実践的なものが良いのでは、と。

子供の頃の体験は、相手の隙を見て、通りがかりの女性に助けを求め、なんとか逃げることができました。今もたまに思い出すことがありますが、私自身の気持ちに、特に影響を及ぼすものではなくなりました。会社員時代の運動不足は、同僚に体型のちょっとした変化を見破られ、「まずい！」と思うようになりました。上司に対する不満については、上司にそのまま返すわけにもいきませんので、当時通っていた道場の巻藁やサンド

《サポート付きシェアハウス「エルシェアート清瀬」に行ってみよう

場所：東京都清瀬市上清戸 2-12-19
西武池袋線 清瀬駅より西武バス「旭ヶ丘団地」行き 「けやき通り」バス停前

2019年6月5日に見学致しましたエルシェアート羽村と同様の施設です。清瀬駅より徒歩でも10分位と練馬駅から近く、周辺には畑も散在し、のどかな環境で、居住には良好な立地と思われれます。

羽村よりやや小規模ですが、個室（ベッド、机、椅子、クローゼット、洗面台あり）30室、1階には広い共有スペースとして、食堂、娯楽室、浴室、シャワールーム、洗濯室（洗濯機と乾燥機設置）

2階には、就労訓練生のための作業部屋が設けられ、本部とのやりとりが出来るシステムも設置されています。

各階にトイレあり。

家賃は 53700 円/月、共益費（電気、ガス、水道）15000 円/月

なお就労支援生には 25000 円/月の家賃補助あり。

障害者、生活保護者、年齢制限なし、永住可能、保証人不要とのこと。

同時にエルシェアート籠原（埼玉県熊谷市拾六間 1067）もオープンしました。

問合せはヒューライフコーポレーション（株）内川さんまで。

コロナ禍で皆さまとご一緒に見学できず、残念でした。（土屋）

～心の扉を開く医療がここにはあります～

都市型病院を
目指す



医療法人財団厚生協会

大泉病院

《診療科目》 精神科・神経科・心療内科

〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町 6-9-1

Tel・03-3924-2111（代表） Fax・03-3924-3389

★診療について★

受付 午前 9:00～11:30 午後 1:00～3:00

診療日 月曜日～土曜日（水曜日・土曜日は午前のみ）

休診 水曜日・土曜日午後、日曜日、祝祭日、年末年始

受付時間内は、経験豊富な専門医が常時 2～3 名担当しております

バッグに思いを込め…と書くと、私がかかなり怖い人のように思われてしまうので、これ以上は止めておきます(笑)。どうせスポーツをやるなら格好良いものを、というのは、子供の頃に読んだ推理小説の主人公に影響を受けたからです。

社会人になってから○十年以上(年齢は秘密です!)空手を続けてこられたのは、決して運動が得意なわけではないけれど、「空手が好き」という気持ちと、所属団体が、体育会系の雰囲気醸し出さず、緩く練習に参加しても許される雰囲気だったからでしょうか(所属団体の先生に感謝です)。

さて、コロナ禍で、マスクや三密回避が当たり前の中になりました。一昨年までは、このような状況になるとは夢にも思っていませんでしたが、趣味の空手にも影響が出ています。

私の所属団体は、自前の道場を持たず、区の施設を借りて練習を行っています。しかし、約1年前から感染拡大防止の為、公共施設の夜間利用が制限され、ほぼ練習が不可能な状態となりました。施設で練習ができない代わりに、家で出来ることを、と思ったのですが、練習できるほど家は広くありませんし、そもそもモチベーションが…。

自ずと運動不足になり、体調に変化をもたらしました。運動不足を解消すべく、通勤時に歩くことや自転車に乗って身体に負荷をかけることを心がけていますが、やはり空手を練習している時には及びません。5月には区の施設の夜間制限が解除されそうだという話も耳にしましたが、最近、再び感染者が増加傾向にあるようで、どうなることやら。1日も早いコロナ収束を願うばかりです。(柴崎)

退院の朝陽まぶしく部屋に射し
最後の検温カルテに記す

はやる胸おさえようとてかけこみぬ
ナース・ステーションよりただ空仰ぐ

平成の時代に看護師として医院勤務のとき

『五十路のあゆみ』より

(渡邊)

命に係わる激務の中、さまざまに揺れる心持ち—嬉しさ、悲しみ、あるいは苦しき—が伝わってきて、その場の光景が目には浮かんでいきます。(依田)

寄り添う心と ころ

精神科急性期治療、高齢化社会に対応した認知症治療病棟、
専門医師とスタッフたちが愛情込めて適切に対応します



(交通のご案内)

武蔵関駅(西武新宿線)より 徒歩15分 又は関東バス「荻窪駅行き」「三鷹駅行き」にて

♡♡ ここは 武蔵野サンクチュアリ ♡♡

慈雲堂前下車徒歩3分

医療法人社団じうんどう 慈雲堂病院

大泉学園駅(西武池袋線)より 西武バス「吉祥寺駅行き」にて関町北一丁目下車徒歩10分

院長 田 邊 英 一

東京都練馬区関町南4-14-53
〒177-0053 TEL. 03(3928)6511

(診療科)

精神科 内科

(併設など) 訪問看護ステーション 精神科大規模デイ・ケア/デイナイトケア グループホームまいとりい

homepage: <http://www.jiundo.or.jp/>

NPO 法人練馬すずしろ会 入会のお誘い

- ・ 隔月 1 回発行する会報をお届けします。
“みんなねっと”をご希望の方は事務所までご連絡ください。
- ・ 毎月行なわれる交流会、勉強会及び、福祉施設見学会（年 2 回）、講演会（年 3～4 回）にご参加いただけます。
- ・ その他、随時おこなわれる行事には家族揃ってのご参加をお待ちしています。

- ・ 会 員：年会費 9,000 円（個人、但しお支払い方法は一括払い、4,500 円の 2 回分割払いでも結構です）
 - ・ 賛助会員：年会費 3000 円（団体可／一口）
- <振込先>
三井住友銀行 中村橋支店
普通預金 口座番号 1588974
口座名義：特定非営利活動法人練馬精神保健福祉会

NPO 法人練馬すずしろ会 6・7 月スケジュール

- | | |
|---|--|
| ■ 6 月 12 日（土）14：00～16：00
2021 年度第 2 回運営&理事会、編集会議
場所：区民・産業プラザ（ココネリ 3 階 4 研修室 | ■ 7 月 10 日（土）14：00～16：00
2021 年度第 3 回練馬家族会運営&理事会
場所：豊玉リサイクルセンター多目的室（桜台） |
| ■ 6 月 27 日（日）13：30～16：30
2021 年度第 2 回練馬すずしろ会 総会・交流会
13：30～14：30 交流会 14：30～16：30 交流会
場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 4 | ■ 7 月 18 日（日）13：30～16：00
※第 4 日曜日より第 3 日曜日に変更
2020 年度第 3 回練馬すずしろ会交流会
場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 4 |

区内各保健相談所「家族の集い」6・7 月スケジュール

※初めての方は、事前に、各保健相談所の家族教室担当保健師か、地域の担当保健師にご連絡ください。

6 月 15 日（火） 7 月 27 日（火） 10:00~12:00 大泉保健相談所 大泉学園町 5-8-8 電話 03-3921-0217	6 月 28 日（月） 7 月 26 日（月） 14:00~16:00 豊玉保健相談所 豊玉北 5-15-19 電話 3-3992-1188
6 月 11 日（金） 7 月 9 日（金） 13:30~15:30 関保健相談所 関町東 1-27-4 電話 03-3929-5381	6 月 28 日（月） 7 月 26 日（月） 14:00~16:00 石神井保健相談所 石神井町 7-3-28 電話 03-3996-0634
6 月 15 日（火） 7 月 20 日（火） 14:00~16:00 北保健相談所 北町 8-2-11 電話 03-3931-1347	6 月 29 日（火） 7 月 27 日（火） 14:00~16:00 光が丘保健相談所 光が丘 2-9-6 電話 03-5997-7722

精神障がい者相談員が電話で相談を伺います。携帯電話は受信専用になっていることをご了承下さい

- ・ 練馬家族会事務所への電話相談： 電話番号 03-3994-3382 火・水・金 13：30～16：30
- ・ 携帯電話への相談： 松 沢 勝 070-4097-2801 月～金 10：00～17：00
響田 英夫 070-3975-9372 同上 渡邊ミツ子 070-3965-8791 同上
工藤 邦子 070-3991-4924 同上 吉井 美恵 070-4076-9647 同上

—NPO 法人練馬すずしろ会総会のご案内—

日時：2021 年 6 月 27 日 13：30～14：30
場所：区民・産業プラザ（ココネリ）第 4 研修室

昨年度と同様に事前に議案書をお送りして、議案に対する賛否を返信して頂くことで総会の出席とみなしますので、ご無理の無い

—ご注意下さい—

7 月の交流会は、18 日（日）
13：30～16：00 に
変更になります。



大泉学園北口徒歩 3 分

医療法人社団地精会

大泉 金杉クリニック

神経科・精神科・心療内科

<http://www.kanasugi-clinic.com>
Tel 03-5905-5511（予約制）

練馬すずしろ会 会報 2021 年 6・7 月号
2003 年 11 月創刊 通巻第 205・206 号

発行日：2021 年 5 月 20 日
発行所：特定非営利活動法人
練馬精神保健福祉会 事務局
〒176-0002 東京都練馬区桜台 1 丁目
6-3 吉村ビル 303

発行人：NPO 法人練馬精神保健福祉会
編集：NPO 法人練馬精神保健福祉会
編集委員会